

## パブリックコメントの回答について

「多治見市たじっこクラブの実施に関する条例施行規則の一部改正」のパブリックコメント募集手続きについては、平成28年11月4日から12月4日まで募集し、1名の方から3件のご意見が提出されました。いただいたご意見と市の考え方は、以下のとおりです。

いただいた意見の要旨	市の考え方
<p>第4条第2項について、この項を設けた場合、不透明なプロセスで定員が変更されるものとなってしまふ。緊急に定員を増やした場合、施行規則を60日以内に改正する等条文において透明性を担保すべきである。</p>	<p>ご指摘の例外規定については、第4条第2項ではなく、附則第3項に次のように定めるよう修正したいと考えています。</p> <p>「3 第4条の規定にかかわらず、たじっこクラブの利用の申込みに係る児童の数が、同条の表に規定する定員を超える場合において、教育委員会がたじっこクラブの実施について支障がないと特に認める場合においては、当該定員を超える児童に利用させることができる。この場合において、教育委員会は、第4条の表に規定する定員について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」</p>
<p>第4条第2項について、「多治見市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める規則の範囲に限る」とされているが、同規則第2条第2項には、「市は最低基準を常に向上させるよう努めるものとする。」とあり、また、同規則第3条第2項には「最低基準を超えて、設備を有し又は運営をしている放課後児童健全育成事業者においては、最低基準を理由としてその設備及び運営を低下させてはならない。」とされている。最低基準を超えて設備及び運営されているものを、むしろそれらを向上させるべき立場にある市が、最低基準を理由に低下させる姿勢であると受け取らざるを得ないものである。</p>	<p>第4条第2項については、たじっこクラブの設備及び運営の向上を妨げるものではなく、「多治見市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める規則」を遵守した場合に限って利用の決定をすることができる。としたもので、設備及び運営の低下を招くものではありません。</p>
<p>根本小と北栄小のたじっこクラブをそれぞれ統合させることについて、このパブリックコメントを募集する前から、市のホームページに統合化された</p>	<p>募集要項やホームページ等では、申し込み者の手間と混乱を避けるために、変更後の一覧としました。</p> <p>しかしながら、ご指摘のとおり規則改正前</p>

<p>形での一覧表が掲載されています。既成事実化してからパブリックコメントでこの件に関する意見募集を行うことは不適切ですし、条例施行規則が改正されていない情報を確定情報のようにホームページに掲載することも不適切であると考えます。</p>	<p>ですので、ホームページ等で「予定している」旨を表記することとします。</p>
--	---